

令和8年度

地域包括支援センター運営法人
募集要項

令和8年7月

大阪市福祉局高齢者施策部

地域包括ケア推進課地域包括ケアグループ

目次

第1章	事業の概要	2
第2章	契約に関する事項	4
第3章	委託料等	8
第4章	応募資格	10
第5章	応募の流れ（スケジュール）	11
第6章	選定方法・基準	13
第7章	選定結果の通知等	15
第8章	その他.....	16

地域包括支援センター

1 事業の目的

高齢者が、地域で尊厳ある生活を継続できるよう、必要に応じて介護・福祉・保健・医療などの適切なサービスが包括的かつ継続的に提供される地域包括ケア体制を構築する必要がある。

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法で定められた、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関である。

2 事業内容

（1）介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第1号～第3号及び法第115条の48に規定する包括的支援事業

- ・ 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）
- ・ 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）
- ・ 地域ケア会議の開催（法第115条の48第1項）
- ・ 個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成につなげる。（法第115条の48第2項）

（2）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（厚生労働省老健局：令和7年7月17日一部改正「地域包括支援センターの設置運営について」）

（3）家族介護支援事業

担当する圏域内の高齢者の実態や、家族会やボランティア等、地域の社会資源などの状況に応じて、家族介護者及び地域住民に対して、介護方法・介護技術、認知症等に関する正しい知識を習得するための講演会、交流会または研修会等の実施。

（4）第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）

（5）指定介護予防支援事業（法第58条第1項）

（6）その他

- ・ 介護予防の普及啓発
- ・ 業務を通じて介護サービス事業所において不正な事項を発見した場合の報告
- ・ 見守り相談室との連携・協力
- ・ 認知症総合支援事業との連携・協力
- ・ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）との連携・協力
- ・ 在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療・介護連携支援コーディネーター）との連携・協力

※法令の改正等により業務内容が変更・中止される場合がある。

※事業内容の詳細は、「包括的支援事業実施要領」を参照のこと。

3 事業の対象者

原則として担当圏域内に居住する高齢者及びその家族等を対象とした活動を行う。

4 参考法令・要綱・手引き等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局：令和7年7月17日一部改正）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第22号）
- ・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/tp0313-1.html>
- ・地域包括支援センター運営マニュアル（財団法人長寿社会開発センター）
- ・地域ケア会議運営マニュアル（財団法人長寿社会開発センター）
<https://nenrin.or.jp/regional/manual.html>（上記2項目共通）
- ・包括的支援事業実施要領（大阪市福祉局）
- ・地域包括支援センター運営方針（大阪市福祉局）
- ・大阪市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）事業実施マニュアル（大阪市福祉局）
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000399914.html>
- ・大阪市自立支援型ケアマネジメント検討会議実施マニュアル（大阪市福祉局）
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000494706.html>
- ・介護予防活動普及展開事業（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html

第2章 契約に関する事項

地域包括支援センター

1 委託期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）

2 募集圏域

大阪市における次の圏域

	区	圏域名	圏域に含まれる範囲※	
			住所	(参考)担当地域
1	西区	西区北部 (仮称)	阿波座、立売堀の一部、靱本町、江戸堀、江之子島、川口、京町堀、土佐堀、西本町、本田	西船場、江戸堀、靱、明治、広教、本田
2	天王寺区	天王寺区北部 (仮称)	味原町、石ヶ辻町、上本町の一部、餌差町、小橋町、空堀町、空清町、北山町の一部、真田山町、細工谷、清水谷町、下味原町、玉造元町、東上町、堂ヶ芝、東高津町、筆ヶ崎町、舟橋町	真田山、味原、桃陽、桃丘

※圏域については募集時点のものであり、変更となる場合がある。

変更がある場合、本市から圏域変更の通知を行う。

3 従事者

「大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」により定められている基準に基づき、担当する圏域内の65歳以上被保険者数に応じて必要な職員数を定めている。

また、当該圏域内にあるブランチと連携して業務を遂行することから、ブランチ数を勘案して、全体として必要な職員数を確保することとしている。

【担当圏域ごとの必要職員数(令和8年度)】

区・圏域名		圏域内 65歳以上 被保険者数 (R8)	3職種職員 ※1	地域ケア推進担当 ※2
西区	西区北部 (仮称)	6,721	3.5	1.0
天王寺区	天王寺区北部 (仮称)	8,031	4.5	1.0

(上記は令和8年度予算を踏まえた必要職員数であり、令和9年度以降については、予算の編成過程で変更になる場合がある)

※1

・3職種職員は、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置すること。

(各職種1人は必須とし、それを超える部分は、できるかぎり職種をバランスよく配置すること)

・事業を行うために、「大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、必要職員以上を専従配置すること。ただし、包括的支援事業と一体的に行われる必要があるものとして本市から委託を受けた事業（本市が必要と認めるものに限る。）に従事することを妨げない。また、必要職員基準に0.5人分がある場合（3.5人や4.5人など）は、当該職員について、介護保険法115条の45第2項第4号～第6号にかかる業務との兼務を認める。

・保健師に準ずる者として、看護師を配置する場合は、高齢者支援を含む地域ケア、地域保健等に関する経験を概ね1年以上有する看護師（准看護師は含まない）の配置を認める。

・社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上、又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有するものの配置を認める。

・主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有しているものの配置を認める。

または、地域包括支援センターが育成計画を策定しており、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上であるものの配置を認める。

・各センターには、3職種職員のうちから1名を管理者として配置すること。

※2

・「地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進」の担当者は、下記のいずれかの資格要件に該当する者を1.0人以上、配置すること。（3職種職員の資格要件に該当する者が望ましい。）

（1）地域包括支援センター基準配置職員

（2）認知症初期集中支援チーム員の要件を満たすもの

・医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師のいずれかの資格を有する又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると本市が認めた者

・社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師のいずれかの資格を有する又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると本市が認めた者

（3）認知症地域支援推進員の要件を満たすもの

・認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員

・上記以外で、認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として本市が認めた者（例：認知症介護指導者養成研修修了者等）。

4 設置場所等

- ・地域住民の利便性に配慮した担当圏域内のわかりやすい場所に設置するとともに、バリアフリーに十分配慮した設備とする。
- ・センター内に事務室及び相談者のプライバシーが確保できる相談室を設ける。
- ・電話、FAX及び包括支援システム導入のためのパソコンを設置する。
- ・設置に要する経費は、受託法人の負担とする。

5 開設時間等

- ・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後7時
- ・土曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時
- ・上記開設時間を延長することは差し支えない。
- ・時間外や休日についても、緊急時に連絡が取れるような体制を整備しておくこと。

6 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

- ・大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合
- ・法令や要綱等を遵守しない場合
- ・適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施しておらず、本市の是正指示に従わない場合
- ・応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
- ・その他、本市及び大阪市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が必要と認める場合

この場合、受託事業者の損害に対しては、市は賠償しない。また、契約解除に伴う本市の損害について、受託事業者に損害賠償を請求することがある。なお、契約の解除にあたっては、契約事業者に対して、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎなどを行うこと。

7 受託事業者として果たすべき責務・運営にあたっての留意事項

（１）障がい者法定雇用率達成への取組

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、法定雇用率を達成する等、必要な措置を講じること。

（２）人権研修の受講

従事者が基本的人権について正しい認識を持ち業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

（３）個人情報の保護

「個人情報保護法」の趣旨を踏まえ、漏えい等の事故が発生しないよう、必要な措置を講じること。

（４）情報公開への対応

「大阪市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため、必要な措置を講じること。

（５）苦情処理体制の整備

苦情処理にあたっては対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。

(6) 再委託の禁止

業務の全部を一括して第三者に委託し請け負わせることはできない。

(7) 公正性・中立性の確保

業務の遂行にあたっては公正性・中立性を確保しなければならない。

運営については、運営協議会及び各区地域包括支援センター運営協議会の議を経て決定された事項について、遵守しなければならない。

(8) 地域における様々な資源の活用

業務の遂行にあたっては、保健・福祉・医療・介護の専門職やボランティアなど様々な関係者と連携することにより、介護サービス、福祉サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いなどフォーマル・インフォーマルサービスの積極的な活用を図ること。

(9) 職員の資質の向上

センター業務は人材の質がサービスの質に直結するものであることから、地域住民や地域の関係機関から信頼される中核的な相談支援機関としてその責務を果たしていけるよう、常に職員の資質向上に努めること。

第3章 委託料等

1 地域包括支援センター

(1) 包括的支援事業（長期契約）

ア 委託料額

【令和9年4月1日（契約締結日）から令和10年3月31日における委託料】

圏域	委託料
西区北部地域包括支援センター	金 31,918,797 円
天王寺区北部地域包括支援センター	金 38,409,923 円

- ・上記金額は令和8年度予算（西区・天王寺区全域）及び現時点の新設する圏域における65歳以上被保険者数を踏まえた金額であり、令和9年度以降については、予算の編成過程で変更になる場合がある。
- ・上記金額のうち、人件費は、配置職員1.0人あたり6,000,000円（0.5人あたり3,000,000円）を計上している。
- ・委託料額は、各センターが担当する圏域の65歳以上被保険者数等に応じたものとしている。
- ・新規に受託法人が選定された場合は、別途、ソフトウェア購入費等初度経費を計上する。
- ・本事業は非課税事業であるため、消費税は含まない。

イ 委託料の支払い

会計年度（各年4月1日から翌年3月31日まで）単位で受託者からの請求に基づき、本市が四半期ごとに前金払いにより支払う。

(2) 家族介護支援事業（単年度契約）

ア 委託料額

【令和9年4月1日（契約締結日）から令和10年3月31日における委託料】

圏域規模	委託料
第一号被保険者数	
12,000人未満	金 111,100 円
12,000人以上	金 152,100 円

- ・上記金額は令和8年度予算であり、令和9年度以降については、予算の編成過程で変更になる場合がある。
- ・委託料額は、各センターが担当する圏域規模（第一号被保険者数）に応じたものとしている。

イ 委託料の支払い

受託者からの請求に基づき、本市が前金払いにより支払う。

(3) 第1号介護予防支援事業（単年度契約）

ア 委託料額

令和8年度現在、基本単価4,915円/月、初回加算3,336円、委託連携加算3,336円。

【業務を一部委託する場合】

受託法人：基本単価590円/月、初回加算2,035円、委託連携加算400円。

一部委託先居宅介護支援事業者：基本単価4,325円/月、初回加算1,301円、委託連携加算2,936円。

- ・上記については、①介護職員等処遇改善加算・②業務継続計画未実施減算・③高齢者虐待防止措置未実施減算を適用しない場合の委託料である。

（①～③については、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）事業実施マニュアル参照）

- ・委託料額については、介護報酬の見直しに伴い、変更になる場合がある。

イ 委託料の支払い

単価契約とし、大阪府国民健康保険団体連合会を通じて支払を行う。

第4章 応募資格

1 応募資格

介護保険法施行規則第140条の67の規定に基づき、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ、次の要件を満たす法人であること。

- (1) 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人のいずれかであること。
- (2) 法第115条の22第2項の規定に該当しないものであること。(指定介護予防支援事業所としての基準)
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 次に掲げるものを滞納していないこと(法人税、消費税及び地方消費税、地方税)。
- (5) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (6) 大阪市契約関係暴力団措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (7) 役員等(その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの)に該当する者がいないこと。
- (8) 令和8年7月15日(水)～8月31日(月)の期間に、「事前申出」(「第5章 2事前申出」にて後述)を行っていること。

2 失格事由

次の要件に該当した場合は、審査・選定の対象から除外される。

- (1) 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 受付期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (4) 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

第5章 応募の流れ（スケジュール）

1 スケジュール（予定）

令和8年

7月15日（水）	募集要項公表
7月15日（水）～8月31日（月）	事前申出期間
10月1日（木）～5日（月）	応募書類事前点検
10月13日（火）～15日（木）	応募受付日
11月中旬～下旬	大阪市地域包括支援センター運営協議会 選定部会
11月下旬～12月上旬	大阪市地域包括支援センター運営協議会
12月中旬～12月下旬	選定結果の通知

令和9年

1月中旬～下旬	センター開設準備、細目協議、届出・申請
2月上旬～	業務引継
4月1日（月）	委託契約締結、業務開始

2 事前申出

応募予定者は、「大阪市地域包括支援センター運営法人応募事前申出書（別紙）」に必要事項を記入のうえ、大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課まで、**持参または送付**すること。

本書類の提出を応募資格の要件としているため、応募予定者は必ず提出すること。提出しない場合は原則として応募を認めない。

事前申出期間	令和8年7月15日（水）～令和8年8月31日（月） （持参の場合は、各日とも午前9時～午後5時30分のみ。午後0時15分～午後1時及び土日・祝日の閉庁日を除く。） 持参の場合は、最終日は令和8年8月31日（月）午後5時30分までとする。 送付の場合は、令和8年8月31日（月）当日消印までを有効とする。
提出	大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ）
問合せ先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階北側）
提出方法	上記提出先に 持参または送付

3 応募方法

（1）応募書類

「大阪市地域包括支援センター運営法人応募書類」のとおり。

各項目のうち、文字数指定のあるものについて、文字数が指定以上の場合、減点する場合がある。また、提出様式の変更、追加書類の提出を求める場合がある。

※選定後、受託候補者は、法第115条の46第3項に基づく届出（センター設置届）及び第115条の22第1項に基づく申請（指定介護予防支援事業所指定申請書）を提出する必要がある。

(2) 提出方法

①事前点検

令和8年10月1日(木)～5日(月)の期間に、持参すること。

正本1部、副本1部(複写可)

②受付

令和8年10月13日(火)～15日(木)の期間に、段ボール箱等に入れて、持参すること。

・ 正本1部、副本7部(複写可)

※別途、副本はPDFデータ化したものを本市の指示する方法により提出すること。

※「事前点検実施日時」(1法人約45分)、「受付日時」(1法人約15分)については、事前申出期間終了後に、事務局よりお知らせする。原則として日程変更はできない。

※応募書類の副本は、匿名性を確保するため、応募事業者の名称及び代表者氏名について、マスキング(匿名化)処理を行うこと。

第6章 選定方法・基準

I 地域包括支援センター

受託候補者の選定にあたっては、選定の透明性・公平性を担保するため、運営協議会に「大阪市地域包括支援センター運営協議会選定部会」（以下「選定部会」という。）を設置し、審査・選定を行い、業務委託に適すると認められた法人を受託候補法人として選定する。

審査・選定結果は運営協議会に報告し、承認を得たうえで、受託予定法人を決定する。

ア 審査・選定方法

（1）基本的な審査・選定方法

（ア）資格要件審査

応募書類により、「イ資格要件審査項目」に掲げる各要件を満たしているかどうかを審査する。

本項目において1項目でも要件を満たさない場合は、提案審査の対象としない。

（イ）提案審査

資格要件審査項目を全て満たした法人を対象として、「ウ提案審査評価項目」に掲げる評価項目について、応募書類等及び質疑応答内容をもとに審査する。

応募書類等について、事前点検で不備があった箇所については補正を求め、補正に応じない場合は採点を行わない。（例えば、副本複数部の内の1部について、資料の不足があった場合、その箇所は点数を付けない。）

選定部会における質疑応答の際には、応募書類等を持参すること。

※選定部会当日、「地域包括支援センターという市町村業務を担うにあたっての心構えについて」をテーマとしたプレゼンテーションの時間（5分程度）を設けます。

イ 資格要件審査項目

	審査項目	該当様式
1	老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人のいずれかであること。	資料1
2	介護保険法第115条の22第2項の規定に該当しないものであること。（指定介護予防支援事業者としての基準）	様式4
3	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	様式4
4	法人税、消費税及び地方消費税、地方税を滞納していないこと。	資料2・様式4
5	・大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 ・大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。 ・役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの）に該当する者がいないこと。	様式4

6	センター運営法人に関する最低限の事項を満たしていること。 ・法人の概要 ・職員の配置計画 ・圏域内の設置場所と必要スペースの確保	様式2・3・4・5・6・21
7	次の要件に該当しないこと。 ・選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合 ・提出書類に虚偽の記載があった場合 ・要項に違反又は著しく逸脱した場合 ・提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合 ・その他不正行為があった場合	様式4

ウ 提案審査評価項目

評価項目	該当様式	評価の視点	配点
法人に関する事項	様式7・8・9・10・14 資料3・4・5・7	〈法人として安定した運営を行える能力があるか〉 ・ センター運営にあたっての基本方針 ・ 経営の健全性・安定性 ・ 高齢者の保健・医療・福祉・介護等に関する実績 - 法人として社会的責任を果たしているか ・ 就職困難者等の雇用への取り組み ・ 環境への取り組み	20
センター運営に関する事項	様式5・6・11・12・13	〈センターを運営するにあたっての体制が整っているか〉 ・ 職員の配置計画と実行性 ・ 職員の研修体制 ・ 利用者の利便性に配慮した設置場所と必要スペースの確保 ・ 公正性・中立性確保のための方策 ・ 個人情報保護の取組みと体制 ・ 苦情解決の取組みと体制	30
事業計画	様式15・16・17・18・19	〈実効性のある適切な事業計画が立てられているか〉 ・ センター業務実施計画とその具体性 ・ 地域包括ケア推進に向けた取り組みについて ・ 地域ケア会議 ・ 具体的事例への対応 ・ 広報啓発活動への取組みの考え方	50

Ⅲ 大阪市地域包括支援センター運営協議会選定部会について

日 時 令和8年11月中旬～下旬 10時～18時(予定)

場 所 大阪市役所 P1会議室(予定)

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

1 選定結果の通知

選定結果は、全応募法人に通知する。

2 受託予定法人との協議・契約

本市は、選定後、受託予定法人と細目を協議し、令和9年度予算案が市議会で議決された後、所定の手続を経て委託契約を締結する。

なお、選定後の受託の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

3 業務の引き継ぎ等

新たに受託予定法人となった場合には、速やかにセンターの開設準備に着手するほか、令和9年4月1日から円滑に業務が開始できるよう、業務の引継ぎや準備、事業計画書の作成を行うこと。

※第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)及び指定介護予防支援業務にかかる引き継ぎについても、令和9年4月1日から介護予防サービス計画等の作成にかかる一連の手続きを開始できるよう、現在の地域包括支援センターと調整のうえ、体制を整えること。

なお、受託予定法人の事情により業務が実施出来なくなった場合においても、準備のために支出した費用等について本市は補償しない。

1 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

2 応募書類の取り扱い

応募書類は返却しない。受託予定法人の選定後、応募書類、追加提出書類を使用することはない。

受付後の応募書類の再提出、差し替え等は認めない。

応募書類は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。

3 事務局・問い合わせ先

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課地域包括ケアグループ

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20大阪市役所2階

電話 : 06-6208-8060

FAX : 06-6202-6964

E-Mail : chiikihoukatsu@city.osaka.lg.jp

担当 : 山口、村本